

甲府市広告入り「おくやみハンドブック」作成業務

優先交渉権者の選考方法（別紙１）

令和７年１０月

甲府市

# 甲府市広告入り「おくやみハンドブック」作成業務 優先交渉権者の選考方法（別紙１）

## １ 優先交渉権者の選考方法および採点について

### 1.1 優先交渉権者の選考方法

#### （１）優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考については、技術点を指標とする。

技術点：「提案書記載項目及び提案評価項目（別紙２）」に基づき提案内容の評価し、後述の「2.1 技術点の採点方法」に定める採点方法により算出した点数。

次の前提条件を満たし、各選考委員の合計点を平均した点数が満点の６割（60 点）以上の者のうち、最も高い者を優先交渉権者、次に高いものを次点交渉権者（以下、「優先交渉権者等」という。）として決定する。

#### 【前提条件】

履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。

（２）参加者が１者の場合であっても審査を実施し、各選考委員の合計点を平均した点数が満点の６割（60 点）以上であれば、その者を交渉権者として選考する。

（３）技術点の最高得点が２者以上の同点であった場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

### 1.2 評価点

各項目の評価の点数については、０～５点の６段階で評価する。

## ２ 技術点の採点方法について

### 2.1 技術点の採点方法

「提案書記載項目及び提案評価項目」（別紙２）に記載した提案書記載項目ごとに、提案を求める内容により、提案内容の評価を行う。

なお、各項目の採点にあたっては、【表１ 企画提案書評価の判断基準】に基づき、０点から５点の６段階による評価を行い、必要に応じて評価者の合議（注１）を行った上で、各項目の評価点を決定後、【技術点の算出方法】の計算式により技術点を算出する。

（注１ 評価のばらつきを補正するため、合議を行う）

【表１ 企画提案書評価の判断基準】

| 評 価 点 | 判 断 基 準                                      |
|-------|----------------------------------------------|
| ０ 点   | 指定した記述項目が網羅されていない、<br>又は網羅されていても不適切な記述内容である。 |
| １ 点   | 指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。                 |
| ２ 点   | 指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。                    |

|     |                       |
|-----|-----------------------|
| 3 点 | 平均的な内容である。            |
| 4 点 | 創意・工夫がある。             |
| 5 点 | 創意・工夫があり、特に効果的な内容である。 |

【技術点の算出方法】

「技術点」＝下記計算により、項目ごとに算出した点数の合計  
・（ 評価点 ／ 5 点 ） × 各評価項目の配点

※技術点の満点は100点とする。

以 上